

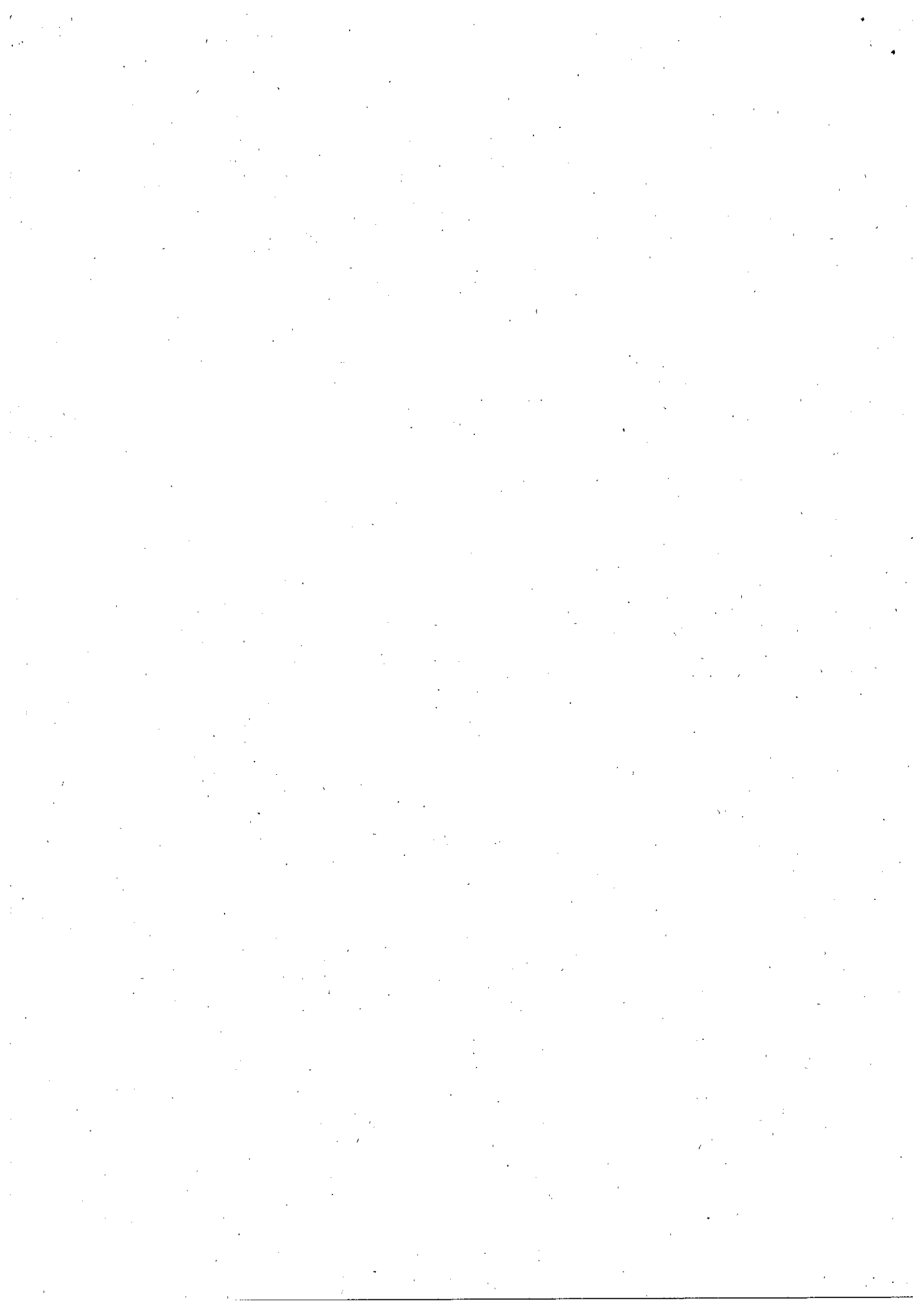
# 令和3年2月市議会総務委員会資料

## 第32号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

【目次】	ページ
(市民健康部)	
1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等 .....	1～9
(建築部)	
2 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等 .....	10～11
(中央総合事務所、理財部)	
3 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等 .....	12～13
長崎市手数料条例新旧対象表 .....	14～29

企画財政部  
市民健康部  
建築部  
中央総合事務所  
理財部

令和3年2月



## 1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

## (1) 改正理由

食品衛生法及び食品衛生法施行令（以下「食品衛生法等」という。）の一部が改正され、営業許可業種が見直されたことに伴い、飲食店その他の営業許可申請に係る手数料の改定を行う。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「医薬品医療機器等法」という。）の一部改正に伴い、関係条文の整理等所要の整備を行う必要があるため。

## (2) 食品衛生法等の改正概要

食品衛生法等が規定する許可を要する業種は、昭和 47 年までに現行の 34 業種が順次定められたが、その後現在に至るまで見直されておらず、現状の営業実態から乖離している場合があったため、これを実態に応じたものとするための見直しが行われた。

その結果、許可業種の新設、再編、統合、廃止が行われ、現行の 34 業種から 32 業種に整理され、10 業種が新設、12 業種が廃止されることとなった。(P4～P5 参照)

## (3) 食品衛生法等の一部改正に係る条例の改正内容等

## ア 改正内容

別表第 1 について次の改正を行う。

## (7) 手数料の新設

次のとおり手数料を新設する。

業種	区分	単位	金額(円)
(27) 調理の機能を有する自動販売機		1 件	7,200
(41) 水産製品製造業	新規	1 件	16,000
(45) みそ又はしょうゆ製造業	更新	1 件	12,000
(51) 複合型そうざい製造業	新規	1 件	21,000
(52) 冷凍食品製造業			
(53) 複合型冷凍食品製造業	更新	1 件	15,800
(55) 密封包装食品製造業			
(43) 液卵製造業	新規	1 件	14,000
(54) 漬物製造業			
(56) 食品の小分け業	更新	1 件	10,500

※ ( ) は改正後の別表第 1 の号数

金額については、法改正により統合される業種は統合先の手数料額とし、新設された業種については、業態、施設基準が類似した既存業種の手数料と同額とした。

(イ) 手数料の削除

次の業種に係る手数料を削除する。

業種	
(27) 喫茶店営業	(49) マーガリン又は ショートニング製造業
(29) あん類製造業	
(35) 乳類販売業	(50) みそ製造業
(41) 魚肉練り製品製造業	(51) しょうゆ製造業
(42) 食品の冷凍又は冷蔵業	(52) ソース類製造業
(45) 乳酸菌飲料製造業	(58) 缶詰又は瓶詰食品製造業
(47) 氷雪販売業	(60) 魚介類加工業等 ※2

※1 ( ) は現行の別表第1の号数

※2 魚介類加工業等は、「長崎県食品衛生に関する条例」により許可業種と定められていたが、法改正後は「水産製品製造業」に含まれるため別表第1から削除する。

(ウ) 区分の整備

許可の一部が、統合、廃止等となった次の業種について区分の整備を行う。

業種	現行	改正後	改正後の区分
(26) 飲食店営業	露店による営業	(削除)	「飲食店営業」の仮設等による営業に統合
	自動車、自動販売機、仮設等による営業	自動車、仮設等による営業	自動販売機を「調理の機能を有する自動販売機による営業」に統合
(28) 菓子製造業	自動車又は仮設による営業	(削除)	「飲食店営業」の自動車、仮設等による営業に統合
	臨時の営業	(削除)	「飲食店営業」の臨時の営業に統合
(37) 食肉販売業	自動車による営業	(削除)	許可不要の届出に移行
	地域産業祭等における臨時の営業	(削除)	許可不要の届出に移行
(39) 魚介類販売業	地域産業祭等における臨時の営業	(削除)	許可不要の届出に移行
(46) 氷雪製造業	自動製造販売機による営業	(削除)	「調理の機能を有する自動販売機による営業」に統合

※業種欄 ( ) は現行の別表第1の号数

(I) 手数料の対象事務の根拠となる法令等の整備

食品衛生法等の一部改正に伴い、手数料の対象事務の根拠となる法令等の整備を行う。

現 行	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条
改正後	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条

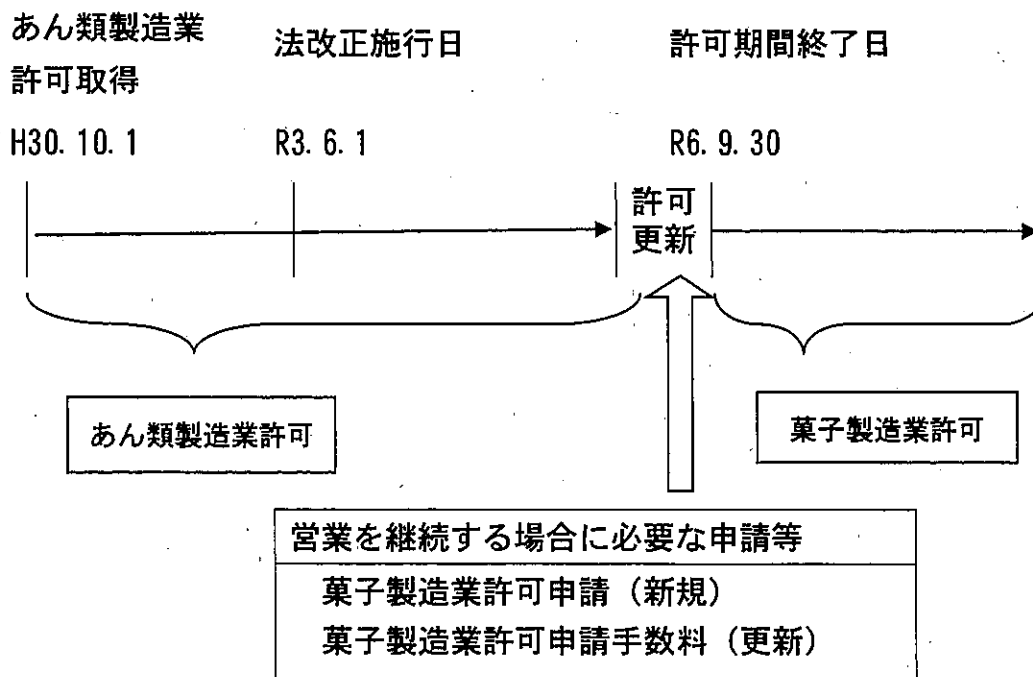
イ 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日

ウ 経過措置

食品衛生法の改正施行日以前に取得した許可の期間終了に伴い、営業者が引き続き従前の営業を継続する場合の申請手数料は、新規許可申請の手数料額ではなく、許可更新時の手数料額を適用する経過措置を設ける。

(例) 既存のあん類製造業が法改正後も営業を継続する場合  
 (※法改正後あん類製造業は、菓子製造業に統合される。)



## 工 食品衛生法改正前後の許可業種の関連概要

現行の許可業種

改正後の許可業種

凡例

- 手数料の削除を行う業種
- 手数料を新設する業種
- 手数料の区分を改正する業種
- 手数料の変更が無い業種

**複合型そうざい製造業**

※高度な衛生管理を行うそうざい製造業

**複合型冷凍食品製造業**

※高度な衛生管理を行う冷凍食品製造業

**液卵製造業**

**漬物製造業**

**食品の小分け業**

**調理の機能を有する自動販売機による営業**

※飲食店、喫茶店、氷雪製造業の自動販売機による営業が統合された。

新設された業種

飲食店営業

喫茶店営業

菓子製造業

あん類製造業

食用油脂製造業

マーガリン又はショートニング製造業

みそ製造業

しょうゆ製造業

乳酸菌飲料製造業

食肉販売業

魚介類販売業

統合

統合

統合

統合

統合

飲食店営業

※自動販売機による営業は調理の機能を有する自動販売機による営業に統合し、露店を仮設に統合する。

菓子製造業

※自動車、仮設、臨時営業は飲食店営業に統合

食用油脂製造業

みそ又はしょうゆ製造業

乳製品製造業、乳処理業、清涼飲料水製造業のいずれかの許可で製造可能となった。

食肉販売業

※包装製品のみを販売する業は許可不要の届出に移行

魚介類販売業

※包装製品のみを販売する業は許可不要の届出に移行

再編・統合された業種



(4) 医薬品医療機器等法の一部改正に係る条例の改正内容等

ア 改正内容

別表第1 第92号、第94号、第96号、第100号、第102号及び第103号の手数料の対象事務の根拠となる法令等の整備を行う。

手数料の種類	現 行	改 正 案
(92) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第12条第2項	医薬品医療機器等法第12条第4項
(94) 薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第13条第3項	医薬品医療機器等法第13条第4項
(96) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	医薬品医療機器等法第14条第13項	医薬品医療機器等法第14条第15項
(100) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第4項	医薬品医療機器等法第39条第6項
(102) 薬局開設許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項	医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項
(103) 薬局開設許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項	医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項

イ 施行期日

令和3年8月1日



## 《参考資料》

### 1 食品衛生法（抜粋）

第 54 条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第 55 条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合ふと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

二 第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

### 2 食品衛生法施行令（抜粋）

第 35 条 法第 54 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業

二 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

三 食肉販売業（食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。）

四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同じ。）を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売するもの及び同号に該当するものを除く。）

五 魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。）

六 集乳業（生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）

- 七 乳処理業（生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。以下この号において同じ。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業をいう。）
- 八 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）
- 九 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第1号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十 食品の放射線照射業
- 十一 菓子製造業（菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十二 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）
- 十三 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業をいう。）
- 十四 清涼飲料水製造業（生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 十五 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下この号において「食肉製品」という。）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業をいう。）
- 十六 水産製品製造業（魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下この号において「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十七 氷雪製造業
- 十八 液卵製造業（鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 十九 食用油脂製造業（マーガリン又はショートニング製造業を含む。）
- 二十 みそ又はしょうゆ製造業（みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 二十一 酒類製造業（酒類の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 二十二 豆腐製造業（豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 二十三 納豆製造業

- 二十四 麺類製造業（麺類を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 二十五 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第十五号、第十六号、第二十二号又は次号から第二十八号までに該当するものを除く。）
- 二十六 複合型そうざい製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業（法第51条第1項第2号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下この号において「重要工程管理」という。）を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）又は第十一号、第十六号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第二十八号において同じ。）若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品を製造する営業（重要工程管理を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）をいう。）
- 二十七 冷凍食品製造業（第二十五号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。）
- 二十八 複合型冷凍食品製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第十一号、第十六号若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業をいう。）
- 二十九 漬物製造業（漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 三十 密封包装食品製造業（密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてポツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業（前各号に該当するものを除く。）をいう。）
- 三十一 食品の小分け業（専ら第十一号、第十三号（固形物の製造に係る営業に限る。）、第十五号、第十六号、第十九号、第二十号又は第二十二号から第二十九号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。）
- 三十二 添加物製造業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

2 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1) 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

(2) 建築物省エネ法の改正概要

ア 主な改正内容

300㎡未満の建築物の新築等の際に、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付ける新たな条文が追加され、それに併せて条文の整理が行われた。

イ 施行日 令和3年4月1日

(3) 改正内容

別表第1中第213号、第214号、第215号、第216号中の根拠条文を次のように改める。

手数料条例別表第1	現行	改正後
(213) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	第29条第1項	第34条第1項
	第30条第1項	第35条第1項
	第30条第2項	第35条第2項
(214) 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	第29条第3項	第34条第3項
(215) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	第30条第2項	第35条第2項
	第31条第1項	第36条第1項
(216) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	第30条	第35条
	第36条第1項	第41条第1項

(4) 条例の施行期日

令和3年4月1日

【参考】建築物省エネ法改正新旧対照（抜粋）

現 行（R1.11.16～）		改 正 後（R3.4.1～）	
新 規		第 27 条	小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明
特定建築主の努力	第 26 条の 2	第 28 条	特定建築主の努力
分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準	第 27 条	第 29 条	分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準
特定建築主に対する勧告及び命令等	第 28 条	第 30 条	特定建築主に対する勧告及び命令等
特定建設工事業者の努力	第 28 条の 2	第 31 条	特定建設工事業者の努力
請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準	第 28 条の 3	第 32 条	請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準
特定建設工事業者に対する勧告及び命令等	第 28 条の 4	第 33 条	特定建設工事業者に対する勧告及び命令等
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	第 29 条	第 34 条	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等	第 30 条	第 35 条	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	第 31 条	第 36 条	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	第 34 条	第 39 条	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例	第 35 条	第 40 条	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例
建築物のエネルギー消費性能に係る認定	第 36 条	第 41 条	建築物のエネルギー消費性能に係る認定

※着色部分が今回の条例改正に関わる建築物省エネ法の改正

3 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1) 改正理由

市民がマイナンバーカードを使って、コンビニエンスストア等の多機能端末機<sup>※</sup>から住民票の写し等の各種証明書を取得できるコンビニ交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）を平成28年1月25日から実施している。

現在、窓口と同額のコンビニ交付における証明交付手数料について、窓口と差を設け、窓口へ来庁している市民を非対面式のコンビニ交付へ誘導し、その利用を促進することで、窓口の混雑緩和を図るため、手数料の額の改正及び所要の整備を行うもの。

※本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

(2) 改正内容

コンビニ交付で取得できる6種類すべての証明書の交付手数料について、1件あたり100円を減額するもの。

ア コンビニ交付で取得できる証明書の種類及び1件あたりの手数料

長崎市 手数料条例		証明書の種類	現在の手数料 (窓口と同額)	改正後の手数料 (コンビニ)
別表 第1	(1)	市・県民税（所得・課税）証明書 （前年度分・現年度分）	300円	200円
		市・県民税課税証明書 （前年度分・現年度分）	300円	200円
	(12)	印鑑登録証明書	300円	200円
	(17)	住民票の写し	300円	200円
	(20)	戸籍の附票の写し	300円	200円
別表 第2	(3)	戸籍証明書 （全部事項証明書・個人事項証明書）	450円	350円

(3) 施行期日 令和3年6月1日

(4) コンビニ交付件数実績

(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R3.1末
件数	99	2,934	5,441	7,240	9,730	11,969

## (5) マイナンバーカード交付枚数実績

(単位:枚)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R3.1末
交付枚数	4,651	34,161	11,348	7,239	12,284	32,166
年度末累計 交付枚数	4,651	38,812	50,160	57,399	69,683	101,849
交付率※	1.1%	9.2%	11.9%	13.6%	16.5%	24.5%

※令和元年度までは H31. 1. 1 現在の長崎市人口 421,799 人に対する割合

令和 2 年度は R2. 1. 1 現在の長崎市人口 416,405 人に対する割合

手数料条例別表新旧対照表

現 行					改正案（令和3年4月1日時点）						
○長崎市手数料条例 （件数） 第3条 別表第1第1号の手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 2～4 略 別表第1（第2条関係） (1)～(212)省略					○長崎市手数料条例 （件数） 第3条 別表第1第1号の手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 2～4 略 別表第1（第2条関係） (1)～(212)省略						
手数料の種類	区分		単位	金額	手数料対事の拠る法令等	手数料の種類	区分		単位	金額	手数料対事の拠る法令等
(213) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア 建築物省エネルギー法第30条第2項に規定する申請がない場合	(ア) 建築物省エネルギー法第15条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確	(略)		建築物省エネルギー法第29条第1項	(213) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア 建築物省エネルギー法第35条第2項に規定する申請がない場合	(ア) 建築物省エネルギー法第15条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確	(略)		建築物省エネルギー法第34条第1項
			(略)	(略)					(略)		
			(略)	(略)					(略)		
			(略)								
			(略)	(略)					(略)		
			(略)	(略)					(略)		



手数料条例別表新旧対照表

現 行						改正案（令和3年4月1日時点）					
		保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が当該計画が建築物省工ネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下略）	(略)	(略)	(略)			保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が当該計画が建築物省工ネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下略）	(略)	(略)	(略)
		(イ)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)			(イ)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 建築物省工ネ法第30条第2項に規定する申	(ア)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)		イ 建築物省工ネ法第35条第2項に規定する申	(ア)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)

手数料条例別表新旧対照表

現 行							改正案 (令和 3 年 4 月 1 日時点)							
	出がある場合							出がある場合						
(214) 複数の建築物の連棟による建築エネルギー性能向上画定の申請手数料				(略)	(略)	建築物省令第29条第3項		(214) 複数の建築物の連棟による建築エネルギー性能向上画定の申請手数料				(略)	(略)	建築物省令第34条第3項
(215) 建築物エネルギー性能向上画の変更申請手数料	ア建築物省令第30条第2項に規定する申請がない場合 (略)	(ア)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)	建築物省令第31条第1項		(215) 建築物エネルギー性能向上画の変更申請手数料	ア建築物省令第35条第2項に規定する申請がない場合 (略)	(ア)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)	建築物省令第36条第1項
		(ア)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(ア)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)	

手数料条例別表新旧対照表

現 行						改正案（令和3年4月1日時点）							
(216) 建築物 のエネルギー 消費に係る 認定申請 手数料		ア 適合証又は 検査済証等 (建築物省工 ネ法第30条 の規定に基 づく認定の 通知書の写 し(以下略))	(略)			建 築 省 物 工 法 工 法 第 36 条 第 1 項	(216) 建築物 のエネルギー 消費に係る 認定申請 手数料		ア 適合証又は 検査済証等 (建築物省工 ネ法第35条 の規定に基 づく認定の 通知書の写 し(以下略))	(略)			建 築 省 物 工 法 工 法 第 41 条 第 1 項
			(略)	(略)	(略)					(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)					(略)	(略)		
			(略)							(略)			
			(略)	(略)	(略)					(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)					(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)					(略)	(略)		
		イ～ケ (略)	(略)							イ～ケ(略) (略)			
(217)～(253) 省略						(217)～(253) 省略							

手数料条例別表新旧対照表

現 行					改正案（令和3年6月1日時点）				
○長崎市手数料条例					○長崎市手数料条例				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1) 税 その他の公課に関する証明手数料		1件	300円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）		(1) 税 その他の公課に関する証明手数料	窓口又は郵送で交付するもの	1件	300円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）	
						多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）で交付するもの	1件	200円	
中略					中略				

手数料条例別表新旧対照表

現 行					改正案（令和3年6月1日時点）				
(12) 印鑑に関する証明手数料		1 件	300	長崎市印鑑条例第13条第1項又は長崎市認可団体系例（平成11年長崎市条例第33号）第10条第1項	(12) 印鑑に関する証明手数料	窓口で交付するもの	1 件	300	長崎市印鑑条例第13条第1項
						多機能端末機で交付するもの	1 件	200	長崎市印鑑条例第13条第1項
中略					中略				
(17) 住民票又は除票の写しの交付手数料		1 件	300	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第15条の4第1項、第3	(17) 住民票の写しの交付手数料	窓口又は郵送で交付するもの	1 件	300	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並
						多機能端末機で交付するもの	1 件	200	
					(17)の2 除票の写しの交付手数料		1 件	300	

手数料条例別表新旧対照表

現 行					改正案（令和3年6月1日時点）				
(18) 住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料		1件	300	項及び第4項	(18) 住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料		1件	300	びに第15条の4第1項、第3項及び第4項
中略					中略				
(20) 戸籍の附票又は戸籍の附票の写しの交付手数料		1件	300	住民基本台帳法第20条第1項、第3項及び第4項並びに第21条の3第1項、第3項及び第4項	(20) 戸籍の附票の写しの交付手数料	窓口又は郵送で交付するもの	1件	300	住民基本台帳法第20条第1項、第3項及び第4項並びに第21条の3第1項、第3項及び第4項
						多機能端末機で交付するもの	1件	200	
					(20)の2 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料		1件	300	
中略					中略				

現 行

改正案（令和3年6月1日時点）

手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の 対象事務 の根拠 となる 法令 等
中略					
(26) 飲食店営業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	1万6,000	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条
		更新	1件	1万2,000	
	露店による営業	新規	1件	7,200	
		更新	1件	3,600	
	自動車、自動販売機、仮設等による営業	1件	7,200		
	臨時の営業	1件	2,000		
(27) 喫茶店営業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	9,600	
		更新	1件	7,200	
	削氷の営業	新規	1件	6,400	
		更新	1件	4,800	
	自動車、自動販売機又は仮設による営業	1件	7,200		
	臨時の営業	1件	2,000		

手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の 対象事務 の根拠 となる 法令 等
中略					
(26) 飲食店営業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	1万6,000	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条
		更新	1件	1万2,000	
	自動車、仮設等による営業	1件	7,200		
		臨時の営業	1件	2,000	
(27) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料		1件	7,200		

現行

(28) 菓子製造業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	1万4,000
		更新	1件	1万500
	自動車又は仮設による営業		1件	7,200
	臨時の営業		1件	2,000
(29) あん類製造業許可申請手数料	新規		1件	1万4,000
	更新		1件	1万500
(30) アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規		1件	1万4,000
	更新		1件	1万500
(31) 乳処理業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(32) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(33) 乳製品製造業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(34) 集乳業許可申請手数料	新規		1件	9,600
	更新		1件	7,200

改正案（令和3年6月1日時点）

(28) 食肉販売業許可申請手数料	新規		1件	9,600
	更新		1件	7,200
(29) 魚介類販売業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	9,600
		更新	1件	7,200
	自動車による営業		1件	7,200
(30) 魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(31) 集乳業許可申請手数料	新規		1件	9,600
	更新		1件	7,200
(32) 乳処理業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(33) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(34) 食肉処理業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800



現行

(35) 乳類販売業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	9,600
		更新	1件	7,200
	自動車又は自動販売機による営業		1件	4,100
	地域産業祭等における臨時の営業		1件	2,000
(36) 食肉処理業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(37) 食肉販売業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	9,600
		更新	1件	7,200
	自動車による営業		1件	7,200
	地域産業祭等における臨時の営業		1件	2,000
(38) 食肉製品製造業許可申請手数料	新規		1件	2万1,000
	更新		1件	1万5,800
(39) 魚介類販売業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	9,600
		更新	1件	7,200
	自動車による営業		1件	7,200
	地域産業祭等における臨時の営業		1件	2,000

改正案（令和3年6月1日時点）

(35) 食品の放射線照射業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(36) 菓子製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(37) アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(38) 乳製品製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(39) 清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800

現行

改正案（令和3年6月1日時点）

(40) 魚介類 競り売り営業許 可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(41) 魚肉練 り製品製造業許 可申請手数料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000
(42) 食品の 冷凍又は冷蔵業 許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(43) 食品の 放射線照射業許 可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(44) 清涼飲料 水製造業許可申 請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(45) 乳酸菌飲 料製造業許可申 請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(46) 氷雪製造 業許可申請手数 料	下記以 外の営 業	新規	1件 2万1,000
		更新	1件 1万5,800
	自動製造販売機に よる営業	1件	7,000

(40) 食肉製 品製造業許可申 請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(41) 水産製 品製造業許可申 請手数料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000
(42) 氷雪製 造業許可申請手 数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(43) 液卵製 造業許可申請手 数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(44) 食用油脂 製造業許可申請 手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(45) みそ又は しょうゆ製造業 許可申請手数料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000
(46) 酒類製造 業許可申請手数 料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000

現行

(47) 氷雪販売業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(48) 食用油脂製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(49) マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(50) みそ製造業許可申請手数料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000
(51) しょうゆ製造業許可申請手数料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000
(52) ソース類製造業許可申請手数料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000
(53) 酒類製造業許可申請手数料	新規	1件	1万6,000
	更新	1件	1万2,000
(54) 豆腐製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500

改正案（令和3年6月1日時点）

(47) 豆腐製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(48) 納豆製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(49) 麺類製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500
(50) そうざい製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(51) 複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(52) 冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(53) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000
	更新	1件	1万5,800
(54) 漬物製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000
	更新	1件	1万500

現行					改正案（令和3年6月1日時点）				
(55) 納豆製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000	長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号）第3条第1項及び第2項	(55) 密封包装食品製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000	中略
	更新	1件	1万500			更新	1件	1万5,800	
(56) 麺類製造業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000		(56) 食品の小分け業許可申請手数料	新規	1件	1万4,000	
	更新	1件	1万500			更新	1件	1万500	
(57) そうざい製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000		(57) 添加物製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000	
	更新	1件	1万5,800			更新	1件	1万5,800	
(58) 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000		(削除)				
	更新	1件	1万5,800		(削除)				
(59) 添加物製造業許可申請手数料	新規	1件	2万1,000		(削除)				
	更新	1件	1万5,800		(削除)				
(60) 魚介類加工業等許可申請手数料	魚介類加工業	1件	3,800		(削除)				
	無店舗魚介類販売業	1件	1,400		(削除)				
中略					中略				

現行

別表第2（第2条関係）

手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1)～(2)	(略)			
(3) 戸籍 手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項及び第126条

改正案（令和3年6月1日時点）

別表第2（第2条関係）

手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1)～(2)	(略)			
(3) 戸籍 手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項及び第126条
	窓口又は郵送で交付するもの	1通	350	
(3) 戸籍 手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	350	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項及び第126条
	多機能端末機で交付するもの	1通	350	

手数料条例別表新旧対照表

現 行					改正案（令和3年8月1日時点）				
○長崎市手数料条例					○長崎市手数料条例				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(92) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料		1件	4,400	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項	(92) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料		1件	4,400	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項
中略					中略				
(94) 薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料		1件	5,600	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項	(94) 薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料		1件	5,600	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項
中略					中略				
(96) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料		1品目	90	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項	(96) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料		1品目	90	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項
中略					中略				

手数料条例別表新旧対照表

現 行					改正案（令和3年8月1日時点）				
(100) 高度管理 医療機器等販売業 又は貸与業の許可 更新申請手数料		1件	1万1,000	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項	(100) 高度管理 医療機器等販売業 又は貸与業の許可 更新申請手数料		1件	1万1,000	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項
中略					中略				
(102) 薬局開設 許可証の書換え交 付手数料		1件	2,000	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5第1項	(102) 薬局開設 許可証の書換え交 付手数料		1件	2,000	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の3第1項
(103) 薬局開設 許可証の再交付手 数料		1件	2,900	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項	(103) 薬局開設 許可証の再交付手 数料		1件	2,900	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項
以下略					以下略				